ドイツにおける国と地方自治体の係争処理

09.8.28 斎藤 誠

- 1 市町村 (ゲマインデ) に対する州政府の自治監督 (国家監督) ①その前提
 - ・市町村は行政機関-独立の法人格は持つが、「法律の枠内」での 行政の自治権→<u>法律による行政の原理・法律の留保</u>が、市町村に対して ダイレクトに及ぶ
 - ・自治監督は、対行政コントロールのうちの一つ (他は市町村自身によるコントロール、裁判コントロール)
 - ・監督措置に対して異議があれば市町村が行政裁判所に出訴(資料参照)
 - ・監督には法秩序維持機能に加え、市町村の保護・助言機能
 - ②後見的監督から協調的監督へ (3で述べる監督手法よりも)勧告が多用ーかつては小規模自治体に対 して、現在はEU法の知見について
 - ③自治監督と私人の出訴による裁判コントロールは相補的(後者が優先という考え方もあるが)
- 2 監督の種類
 - ①法監督-任意的事務、指示から自由な義務付け事務(固有事務)が対象 [公園、学校等の設置・管理、廃棄物処理など]
 - 法適合性だけを監督
 - ②専門監督(特別監督)-指示の下にある義務付け事務(委任事務)が対象 [建築確認、住民登録、道路交通規制など]
 - -目的・経済性も監督
- 3 監督の手法
- (1) 法監督の場合 州市町村法により差異あるものの概ね以下の通り
 - ① 情報に関する権限-文書の提出要求・市町村議会への出席など
 - ② 異議申立て、下命権-行為の取消・変更、行為の実施を求める。 停止効がある。
 - ③ 代執行-具体行為だけでなく、条例の制定も可
 - ④ 州による受任者の任命
 - ⑤ 市町村議会解散
 - ⑥ 市町村長の任期短縮
 - ①→⑥強い介入 比例的な監督手段を選ばなければならない
 - ※ 「予防的監督」としての認可 縮減している
 - いずれに対しても、市町村側からの行政裁判提起が可能

- (2)専門監督(特別監督) 個別法が根拠 市町村法にも規制規範あり 監督内容 指示権 一般的指示(「指針」による)も含む 指示を強制実施する固有の手段はない
 - ・自治体保護の観点から、強制実施手段を法監督の場合に限定
 - ・法監督の発動を求める共助により実施

指示の要件 必要性+比例性

自治体の裁量行為の場合より強い限定(バイエルン法)

指示に対する市町村の出訴

- ・判例は限定 指示は原則行政処分ではなく(←委任事務の位置付け)、 指示により、指示のない事務(自治事務)に影響が及ぶ場合[特 定公務員による任務実施を指示→市町村の人事・組織高権侵害]
- ・専門監督→法監督の発動に至った場合は、出訴可能[指示が法違反 等の主張]
- 4 むすび
- 5 補論(一般論として)
- (1)連邦/州の市町村に対する国家賠償請求-可能と考えられている (市町村の州・連邦に対する国家賠償請求も可能-行政裁判が優先だが)
- (2) 行政庁が判決・決定内容(取消+原状回復命令、義務付け、仮の救済) を履行しない場合、間接強制 履行期日を定めて、それまでに履行がなされないと、強制金 [10000ユーロが上限] を課す、反復して課すことも可一により履行を確保する途がある [行政裁判所法172条]

[州が監督措置に対する取消・義務付け判決に従わない場合にも利用可能]

<参考文献>

Kahl, W., Die Staatsaufsicht, 2000

Sodan/Ziekow(hrsg.), Verwaltungsgerichtsordnung, (2.Aufl.), 2006

Burgi, M., Kommunalrecht, 2006

Mann/Püttner(hrsg.), Handbuch der kommunalen Wissenschaft und Praxis, Bd. 1, (3. Aufl.), 2007

塩野宏『国と地方公共団体』Ⅱ・Ⅳ章、1990

木佐茂男『豊かさを生む地方自治』Ⅲ・Ⅳ章、1996

成田頼明『分権改革の法システム』193頁以下、2001

斎藤誠「地方自治の手続的保障」都市問題96巻5号、48頁以下、2005 及び同記載の文献